

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の  
規定に基づく施術所の開設届出済証明ステッカー交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「法」という。）第9条の2第1項に規定する施術所の開設届出に係る届出済証明ステッカーの交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 法第9条の2第1項の規定により開設の届出をした者は、施術所の所在地を所管する保健所長に対し、様式第1号により、施術所開設届出済証明ステッカー（以下「ステッカー」という。）の交付申請を行うことができる。

(交付)

第3条 前条の規定による交付申請書の提出があつた場合には、保健所長は記載事項を審査の上、ステッカー（様式第2号）（ラミネート加工されたものであること）を交付するものとする。

(返納)

第4条 前条の規定によるステッカーの交付を受けた者は、施術所を廃止した場合には、保健所長に速やかにステッカーを返納しなければならない。

(手数料)

第5条 第3条に規定するステッカーの交付については、手数料を徴収しない。ただし、郵送による交付を希望する場合の郵送料は、申請者の負担とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。